

入札参加資格等特記事項

1 入札に参加しようとする者（入札参加希望者）の企業形態等

(1) 入札参加希望者の形態は、単体企業の他、複数企業が合同して業務を行う設計共同企業体（以下「共同体」といい、一級建築士事務所のみで結成される場合を「甲型」、一級建築士事務所と設備設計等の専門分野の事務所で構成される場合を「乙型」とする。）とする。

(2) 共同体について

① 基本的事項

ア 共同体の結成は任意によるものとし、入札時において協定等の締結がなされていなければならないものとする。（入札時に内訳書の提出とともに協定書の写しを提出すること。）

イ 共同体は代表企業（代表者）を定めなければならないものとし、一級建築士事務所でなければならない。

ウ 共同体の代表者は解散後であっても、本業務の成果等に関して、市から要請等があった場合は適切に対応すること。

エ 共同体として定めた名称は、原則として全ての手続き（入札手続きをはじめ、全ての書類の作成等）において使用しなければならない。

オ 入札後、契約日の前日までに共同体を構成することができなくなった場合は、落札候補者となった場合であっても契約を辞退しなければならないものとし、構成員の変更も認めない。

② 共同体とする場合の技術者の配置

共同体の代表者は、管理技術者及び建築（総合）分野の主任担当技術者を配置しなければならないものとし、共同体の構成員から建築（構造）、電気設備、機械設備の分野毎に主任担当技術者を選任しなければならない。（協力者による主任担当技術者の配置は認めない。）

③ 共同体の構成員等

ア 甲型の共同体を構成する場合は3者以内とし、代表者の出資割合は最大でなければならない。

イ 乙型の共同体を構成する場合は4者以内とし、代表者は建築（総合）の分野を担当する一級建築士事務所とする。

ウ 共同体の構成員には、必ず広島県内に主たる営業所を有する者が1者以上いなければならない。

④ 出資比率

ア 甲型の共同体の出資比率は、それぞれ均等割りの60%以上（ $1/n \times 60\%$ nは構成員数）でなければならないものとし、出資比率の合計が100%となること。

イ 乙型の共同体の出資比率は、入札金額に対して、構成員が分担する業務に対する予定の金額（以下「分担業務料」といい、各構成員の分担業務料の合計額が入札金額と同額となること。）を算出し、分担業務料を入札金額で除したものを出資比率とする。

⑤ その他

自ら入札を行う者、又は行った者は（共同体の構成員になる場合を含む。）、他の共同体の構成員、及び他の者の協力者になることはできないものとする。

2 入札参加希望者に求める要件

(1) 資格認定事項に関する要件

入札参加希望者は（共同体の場合は代表者及び構成員）は入札に参加しようとする時点において、竹原市建設工事等入札参加資格審査要綱第10条による令和3・4年度竹原市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者とし、次の要件を満たしていなければならないものとする。

① 営業所の所在地等

広島県内に主たる営業所又は営業所等を有すること

② 認定を要する業務等

ア 業務区分（分野）が建築関係建設コンサルタントであること。

イ 一級建築士事務所の登録があること

ウ 建築関係建設コンサルタントとして、過去2年間の年間平均実績高が予定価格（税抜き）以上であること

③ 乙型の共同体の場合の代表者以外の構成員で電気設備又は機械設備を担当する者については、②イは適用しない。ただし、担当業務に応じた希望業務（電気、暖冷房、衛生）を登録された者であること。

④ 共同体の場合の②ウの適用について、「予定価格（税抜き）」とあるのは「予定価格（税抜き）に各構成員の出資比率を乗じた額（小数点以下切り捨て）」と読み替えるものとする。

(2) 入札参加希望者に求める業務実績

① 単体企業又は共同体の代表者

単体企業又は共同体の代表者となる者は、次のア、イに該当する業務をどちらも直接又は共同体の構成員として受注し、実施した実績を有していること。

なお、業務実施の場所は問わないものとし、複数の営業所等を有している者の場合は、広島県外の営業所等で実施した業務を含むことができる。

ア 「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（平成31年国土交通省告示第98号。以下「告示」という）別添二第4号第2類に分類される庁舎を対象とした次の工事に係る実施設計業務のうち、次のa～cのいずれかに該当するもの。

a 床面積の合計が5,000㎡以上の新築工事

b 改修部分の床面積の合計が5,000㎡以上の大規模改修工事

c 既存部分の床面積の合計が3,000㎡以上の庁舎の増築で、増築後の床面積の合計が5,000㎡以上（増築部分が2,000㎡以上）となる工事で、既存部分の大規模改修工事を含む工事

イ 地方自治体が公表している浸水想定区域内（津波、洪水又は高潮）において、次の a～c のいずれかに該当する工事に係る業務で、仕様書等により建築物、又は建築物を含む施設（敷地）の浸水対策が付与条件とされた設計業務であるもの。

- a 床面積の合計が 5,000 m²以上の新築工事の浸水対策に係る手法の検討業務（以下、「検討業務」という。）、又は実施設計業務
- b 改修部分の床面積の合計が 5,000 m²以上の建築物の大規模改修工事の浸水対策に係る手法の検討業務、又は実施設計業務
- c 床面積の合計が 5,000 m²以上の既存建築物、又は延床面積が 5,000 m²以上の既存施設が存する敷地に対する浸水対策を目的とした工事（敷地内建築物の機能を維持するために行う別棟の増築工事等を含む。）の検討業務を含む実施設計業務

※1 「大規模改修工事」とは、建築物全体を対象として、外部改修（屋根防水等を含む）、内部仕上げ改修、間取りの変更、建築設備の改修又は更新等について、複数工種にわたり総合的に行う改修を指すものとする。

※2 アで「庁舎」とあるのは、市民を対象とした複数のサービス（住民票や戸籍の発行や福祉、税務等の業務）を行う複数の窓口を有し、また行政事務を執行する事務所としての機能を併せ持つ必要があることから、市町村の主たる庁舎、政令市の区役所、大規模な市の支所等とし、国及び都道府県の庁舎は除外する。

※3 ア及びイ中の「床面積の合計」は建築物 1 棟（EXP.J で接続されるものを含み、渡り廊下等で接続される棟は含まない。）を対象とした床面積とし、同一敷地内の複数棟の合計を「延床面積」としているので注意すること。

※4 イの「検討業務」とは、浸水に対する対策案を複数提示したうえで比較検討を行い、実際に採用する手法を決定する等の業務をいう。

基本設計業務に同様の検討が含まれる場合や、業務内容を同じくする業務であれば業務の名称等は問わない。

ただし、検討の結果、浸水区域以外の高台等への移転を結論付けたものは除くものとする。

※5 イ c の「検討業務を含む実施設計業務」は検討業務と実施設計業務が別契約であっても支障ないが、同一案件（対象となる建築物又は施設が同じもの）に係る業務であること。

② 共同体の代表者以外の構成員

ア 共同体の代表者以外の構成員には、国又は地方自治体が発注した設計業務を元請（共同体の構成員の場合を含む。）として受注し、完了した実績を有していればよいものとする。

イ 乙型の共同体の構成員で一級建築士事務所以外の者（電気又は機械設備を専門分野とする設計事務所等）については、国又は地方自治体が発注した設計業務において元請（共同体の構成員の場合を含む。）として受注し、完了した業務の他、協力者として実施した業務を実績とすることができる。

③ 広島県内に主たる営業所を有する者の特例

ア 広島県内に主たる営業所を有する者が甲型の共同体の代表者となる場合は、2(2)①ア又は2(2)①イのいずれかの実績を有していればよいこととし、代表者以外の構成員は、代表者が実績を有していない業務についての実績を有していなければならない。(構成員全体で2(2)①ア及び2(2)①イの業務実績を有することで足りる。)

イ 2(2)③アの場合において、甲型の共同体の構成員に2(2)②アの者を加えた3者による共同体とすることについては支障ないものとする。

(3) 一般的な要件

入札参加希望者は、入札公告の日から落札者決定までの間、次に掲げる要件を満たしていなければならないものとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

イ 会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと

ウ 竹原市建設業者等指名除外要綱（平成29年告示第26号）に基づく指名停止を受けていないこと

エ 竹原市税（竹原市へ納税義務のある者に限る。）、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること

3 提出書類等

(1) 入札時に提出する書類

共同体で入札に参加する場合は、内訳書の添付に合せ、協定書の写しを添付しなければならない。

(2) 落札候補者となった場合に提出する書類

落札候補者となった場合は、資格要件確認書類提出書（竹原市ホームページからダウンロードできる。）に次の書類を添付すること。なお、提出された資料で確認が困難な場合等は、聞き取りによる調査や追加資料の提出を求める場合がある。

ア 業務実績概要書（様式1）

a 浸水対策区域を示す図面（建築物又は施設の位置を記入したもの）を添付する。

b 契約書の写し及び業務内容がわかる書類（仕様書の写し等）を添付する。ただし、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）へ登録があり、業務カルテに契約状況及び業務内容が適切に登録してある場合は、業務カルテを出力したものを添付することで足りる。

イ 協力者（予定）届（様式2）

※ 複数の分野を一括して再委託する場合は分野ごとに書類を作成して提出。

（共同体の場合は、分野ごとに一括して再委託することはできないので不要）

ウ 技術者の資格・業務経験調書（様式3）

a 管理技術者及び主任担当技術者（建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備の4分野）をそれぞれ作成して提出する。

b 実務経験年数を要求される技術者の場合は要求される実務に従事したことがわかる経歴書（様式は任意）を添付すること。

※ 「技術者の資格・業務経験調書」は入札参加資格等特記事項に基づく様式3を使用することとし、通常の様式（竹原市ホームページからダウンロードできる通常の様式）は使用しないこと。

4 その他

- (1) 入札参加希望者に求める業務実績に関して、その適否について事前に確認を受けたい場合は、公告3(1)②設計図書に係る質問とは別に応じるので、令和4年2月28日（月）16時までに電話連絡（公告4(2)の問い合わせ先）のうえ指示に従うこと。なお、回答については、適否のみの回答とする。また、回答の閲覧は行わない。
- (2) (1)は、入札希望者が落札候補者となった場合に行う事後審査において、業務実績要件を理由として不適格となることを防止するための取扱である。落札候補者が、業務実績の適否確認を受けない場合、市が業務実績を理由に入札を無効とすることがある。

業務実績概要書

(共同体の場合の名称)

(商号)

(その1)

□の箇所は該当するものにチェック (又は)を入れてください。

【2(2)①ア 市町村の主たる庁舎】 (a b c)

業務の名称			
履行期間			
公共建築設計者情報システム (PUBDIS) へ登録	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
設計対象となった施設 (敷地単位)			
工事の種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> その他 ()		
名称			
位置			
敷地面積	m ²	延床面積	m ²
設計対象となった主体となる建築物 (棟単位)			
工事の種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> その他 ()		
用途			
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二第 4 号第 2 類 (庁舎等) に該当する		
	<input type="checkbox"/> 上記以外		
構造	造 (一部 造)		
規模	地下 階 地上 階 PH 階		
床面積の	(棟全体) 増築の場合は増築後		(庁舎等の部分又は増築部の床面積)
合計	m ²		m ²

※ 商号欄には記載する業務を実施した事務所等の名称を記入してください

※ 資料としてをつぎのものを添付してください。(その2を含む)

- ・ 浸水対策区域を示す図面 (位置を記入したもの)
- ・ 契約書の写し及び業務内容がわかる書類 (仕様書の写し等)。ただし、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) へ登録があり、業務カルテに契約状況及び業務内容が適切に登録してある場合は、業務カルテを出力したものを添付することで足りるものとします。

(その2)

(共同体の場合の名称)

(商号)

【2(2)①イ 浸水想定区域内において、浸水対策を施した施設】 (a b c)

検討業務の実績 (浸水対策に係る手法の検討 (基本設計等) の業務)

実施設計業務の実績

※ 一業務内で実施設計及び基本設計等を実施した場合は両方にしてください。

業務毎に別契約で業務を実施した場合は、それぞれ作成して提出してください。

発注者	<input type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> 公共 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
業務の名称			
履行期間	～		
設計 (浸水対策) 対象となった施設 (敷地単位)			
工種の種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> その他 ()		
施設名称			
施設の位置			
敷地面積	m ²	延床面積	m ²
設計 (浸水対策) 対象となった主体となる建築物 (棟単位)			
工種の種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> その他 ()		
建物用途			
	平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二第 () 号第 () 類		
構造	造 (一部 造)		
規模	地下 階 地上 階 PH 階		
床面積の合計	m ²		
実施した浸水対策			
<input type="checkbox"/> 敷地内への浸水を前提とし、建築物内へ浸水しても機能を維持できる対策			
<input type="checkbox"/> 敷地内への浸水を前提とし、建築物内への浸水を防御する対策			
<input type="checkbox"/> 敷地内への浸水を防御する対策			
<input type="checkbox"/> その他 ()			

協力者（予定）届

(届出者)

商号

代表者 職

氏名

一括して再委託する分野	<input type="checkbox"/> 建築（構造） <input type="checkbox"/> 機械 <input type="checkbox"/> 電気		
協力予定者から主任担当技術者を配置	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない		
名称（商号）			
所在地			
代表者名	(役職)		(氏名)
名称（商号）			
所在地			
代表者名	(役職)		(氏名)
名称（商号）			
所在地			
代表者名	(役職)		(氏名)

※ 複数の分野を一括して再委託する場合は分野ごとに書類を作成してください。

※ 共同体等の場合は、分野ごと一括して再委託することはできません。

技術者の資格・業務経験調書（建築設計）

(共同体の場合の名称)

(商号)

【配置予定技術者の従事役職】 管理技術者 主任担当技術者（ ）

配置予定技術者の氏名	(フリガナ)			業務に必要な資格等		
				技術者コード()		
業務経験の概要	業務名					
	発注機関名			PUBDISへの登録	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無	
	業務場所					
	履行期間					
	契約金額			従事役職	<input type="checkbox"/> 管理技術者 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/> その他()	
	業務内容					
他の業務の従事状況	発注者名	業務名	業務分野	業務分野別金額(円)	業務期間	PUBDISへの登録
						<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無
						<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無
						<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無
						<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無
						<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無

- 注1 公告記載事項を確認できる内容を記載してください。また商号欄には記載する技術者が所属する事務所等の名称を記入し、配置予定技術者毎に作成してください。
- 2 の箇所は該当するものにチェック（又は■。以下同じ。）を入れてください。
- 3 「配置予定技術者の従事役職」は該当する役職にをしてください。また主任担当技術者の場合は（ ）内に担当する分野（建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備）を記入してください。
- 4 「業務に必要な資格等」欄は、公告した資格・免許についてのみ記載してください。またPUBDISへ技術者情報の登録がある場合は技術者コードを（ ）内に記入してください。
- 5 「業務経験の概要」欄は配置予定技術者の要件とされている業務経験について記入してください。
- 6 配置予定技術者と受注者との恒常的な雇用関係（3か月以上）が確認できるもの（健康保険証の写しで、保険者番号及び被保険者等記号・番号を復元できない程度にマスキングを施してあるもの等）を添付してください。
- 7 「他の業務の従事状況」欄は、提出日現在において管理技術者として従事している業務を記入してください。記入欄が不足する場合はこの様式を複写して添付してください。
- 8 「業務経験の概要」欄及び「他の業務の従事状況」欄におけるPUBDISへの登録について、いずれかにをしてください。有の場合は登録番号を（ ）内に記入し、業務カルテ（業務実績情報）の写しを添付してください。無の場合は契約書の写し（変更契約分まで）及び検査結果通知書の写し等を添付してください。
- 9 実務経験年数を要求される技術者の場合は要求される実務に従事したことがわかる経歴書（様式は任意）を添付してください。